

## 報道各社御中 ← 環境省広報室

北海道清水町の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ陽性事例の野鳥監視  
重点区域の解除について（H29.2.8 13：00）

北海道上川郡清水町において、家きんから、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出された事例について、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、北海道の発生農場の半径 10 kmを野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化してきたところ です。

これまでのところ、野鳥監視重点区域の監視において異常は認められていないことを踏まえ、マニュアルに基づき、最後の感染確認個体の回収日（家きんでの発生の場合は防疫措置の完了日。本件については 12 月 24 日。）から 45 日後の 2 月 7 日 24 時をもって、野鳥監視重点区域の解除を行いましたのでお知らせします。

- ※ 全国での野鳥の対応レベルは、対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- ※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html) に掲載）に基づき適切に対応。
- ※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)）

平成 29 年 2 月 8 日（水）  
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室  
直 通：03-5521-8285  
代 表：03-3581-3351  
企 画 官：東岡 礼治（内線6475）  
鳥獣専門官：根上 泰子（内線6676）